

# お客様に「安心」「安全」にお取引いただくために

## 利益相反管理に係る態勢について

当金庫とお客様との取引にあたり、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引について適切に管理することで、お客様の利益を保護し、多様で質の高い金融サービスを提供することを目的に顧客保護等に係る管理態勢を整備しています。

### 利益相反管理方針の概要

#### 但馬信用金庫

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規程等に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
  - （1）次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
    - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
    - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
    - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
  - （2）①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより適切に利益相反管理を行います。
  - （1）管理対象取引またはお客様との取引を中止する方法
  - （2）管理対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
  - （3）管理対象取引を行う部署と顧客との取引を行う部署を分離する方法
  - （4）管理対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。  
また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

以 上

## 反社会的勢力に対する基本方針について

私たち但馬信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

## お客さま本位の業務運営に関する取組方針について

当金庫はお客さまからの信頼を第一に、お客さまのニーズに合った金融商品・サービスの提供に努めるための行動指針として、お客さま本位の業務運営に関する下記の取組方針を策定いたしました。本方針は当金庫の全ての役職員が遵守し、業務運営に取り組みいたします。

1. 当金庫はお客さまの最善の利益を追求するため、長期的で安定した資産形成に寄与する立場で、お客さまの意向と実情に照らして適切な金融商品・サービスの提供を行います。
2. 当金庫が取り扱う金融商品・サービスにつきましては、お客さまのニーズ、また投資判断に資するよう、商品提供会社から当金庫に支払われる手数料等を開示することで透明性を高め、適正な販売に努めます。
3. 当金庫はお客さまの資産状況、取引経験また金融知識を十分に考慮の上、お客さまの理解度に応じた金融商品・サービスの特色、リスクまた市場動向等の分かりやすい情報の提供に努め、お客さまのニーズや取引の目的に合致した金融商品・サービスの提供に努めます。
4. 当金庫は職員への各種研修を通じた教育指導を継続し、総合的な業績評価・人事考課を行うことにより、真にお客さま本位のニーズに合った金融商品・サービスを提供する販売態勢の構築に努めます。

以 上

## 金融商品に係る勧誘方針について

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

（注）当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者に対する提示の業務」及び「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関しても本勧誘方針を準用いたします。

以 上

また、当金庫では、生命保険・損害保険商品および第三分野商品（ガン・医療・自動車保険）の適切な募集を行うための方針として、別途「保険募集指針」を定め、お客様に保険商品をお勧めするにあたり、各種法令等を遵守し適正な保険募集に努めております。